

改正後

現行

が、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。

(イ) 命令の効力

命令は、保護者が命令を受けた時点でその効力を生じ、(ア)の期間の末日の経過をもってその効力を失う。

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)イに定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式

命令書には、次の事項を記載する（別添8参照）。

(ア) 命令を行う根拠

命令を行う法令上の根拠を記載する。

(イ) 命令を受ける者

命令を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。

(エ) 命令をする理由

命令をする理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ない

改正後

現行

ときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(オ) 命令の有効期間

命令の有効期間を記載する。

(カ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(キ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(ク) 注意事項

本命令（命令に係る期間が更新された場合の当該命令を含む。）に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあることを明記しておく。

また、行政事件訴訟法の取消訴訟を提起することができる旨等を教示する。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合

接近禁止命令の要件たる強制入所等の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法

接近禁止命令をした場合において、その必要性がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書面によりこれを行う。

命令の取消書においては、次の事項を記載する（別添9参照）。

ア 命令を取り消す根拠

命令を取り消す根拠法を記載する。

イ 命令を取り消される者

命令を取り消される者の住所、氏名、生年月日を記載する。

ウ 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容を記載する。

エ 命令を取り消す理由

命令を取り消す理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得な

改正後

現行

いときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。

オ 対象となる児童
児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。
 なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

カ 連絡先住所、電話番号等
取消しを行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携

ア 警察との連携
要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応等について協議を行っておく。
警察の対応窓口については、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。
また、特に、児童が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により児童の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。

イ 学校等関係機関との連携
児童が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかにも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該児童の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。

ウ 都道府県をまたぐ場合の措置
施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に児童を保護する際には、児童の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を

改正後

現行

行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は児童の住居又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、児童及び保護者の氏名等について連絡する。

また、連絡を受けた児童の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。

また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に児童が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。

エ 命令違反認知時の措置

保護者による命令違反を認知した場合は、速やかに警察に通報する。その際、保護者がつきまとい、はいかいをした状況をできる限り記録・証拠化しておく。

(9) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等（施設入所等の措置であつて、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立

なお、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生

改正後

て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、特別家事審判規則第18条の2の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 略

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条）。

なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ～オ 略

(2)～(5) 略

4～5 略

現行

ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 略

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、実際に指導を行った児童福祉司等の意見を聴取しなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条）。

ウ～オ 略

(2)～(5) 略

4～5 略

改正後

第5～6節 略

第7節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 別添10 することが必要である。

2 略

第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるから、申立てをするには家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第2条及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類（措置期間の更新の場合は保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。（後略）

(7)～(11) 略

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(3) 略

現行

第5～6節 略

第7節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 14歳以上の児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 別添様式 することが必要である。

2 略

第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項であるから、申立てをするには家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第2条及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類（措置期間の更新の場合は保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。（後略）

(7)～(11) 略

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(3) 略

改正後

現行

- (4) なお、親権喪失宣告の請求についての審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。
- (5) この申立ては本来の親権喪失宣告事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。
- (6) 児童虐待防止法第11条第5項の規定により、児童相談所長は、同法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされている。このため、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も踏まえつつ、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ① 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- ② これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ③ この請求は、以下のように行う。なお、未成年後見人の選任の請求は、親権喪失宣告の請求と併せて行われることもあり得るが、その場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失宣告の請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行いたい。

ア 申立権者

民法第840条の規定によって、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任することになるが、ここでは法第33条の7の規定により、児童相

- (4) なお、親権喪失の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。

- (5) この申立ては本来の親権喪失事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ア 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- イ これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ウ この請求は、後見される児童等の住所地を管轄する家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。

改正後

現行

談所長が申立てを行うことを想定している。

イ 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

(イ) 事件本人（児童）の本籍、住所、氏名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情

(エ) 取扱経緯

(オ) 未成年後見人候補者

(カ) その他必要な事項

なお、次の(2)の制度で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。

(ア) 事件本人（児童）の戸籍謄本及び住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 未成年後見人の候補者の戸籍謄本等又は未成年後見人の候補者を掲げることができないことに係る上記ウ(オ)の理由書

(エ) 関係者の陳述書

(オ) その他申立書の内容を補完する資料

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行

平成19年の児童福祉法の改正により、法第33条の7第2項の規定により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされた。

① 想定される事例

未成年後見人の選任の請求がなされている児童であつて、親権を行う者又は未成年後見人がおらず、施設入所中ではない事例を対象として想定している。具体的には、

改正後

現行

ア 児童に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
イ 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、医療行為が必要となり、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合
 などが想定される。

② 縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う。

- ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別
- イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業
- ウ 養親になろうとする者の家庭の状況
- エ 縁組を相当とする理由
- オ 養子及び養親の戸籍謄本
- カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない。

(3) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られず一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和36年6月30日児発第158号）。

また、児童虐待防止法第12条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童

(2) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られず一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされていることから（昭和36年6月30日児発第158号）、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

また、一時保護している子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条

改正後

虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項
第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略
2. 事業内容
(1) 略
(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官〇Ｂ等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

現行

第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項
第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略
2. 事業内容
(1) 略
(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は以下のとおり。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。

改正後

現行

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は以下のとおり。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OBや教員OBなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

改正後

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年の児童福祉法改正により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

(9) 平成19年の児童福祉法改正により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、

現行

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされた。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略